

平成 28 年度第 6 回御船町議会定例会（7 月会議） 議事日程（第 1 号）

平成 28 年 7 月 29 日

午前 10 時 00 分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

3 番 岩永 宏介 君

11 番 田中 隆敏 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について

第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について

第 5 議案第 5 号 御船町「平成 28 年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

第 6 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 7 号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 8 号 平成 28 年度御船町一般会計補正予算（第 4 号）について

第 9 議案第 9 号 平成 28 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 10 議案第 10 号 工事請負契約の締結について

第 11 議案第 11 号 工事請負契約の締結について

第 12 請願第 2 号 請願書について

第 13 陳情第 1 号 町道編入に関する陳情書について

第 14 陳情第 4 号 要請書について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（13 名）

1 番 田端 幸治 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯視 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 藤川 博和 君	9 番 清水 蕙 君
1 0 番 塚本 勝紀 君	1 1 番 田中 隆敏 君
1 2 番 沖 徹信 君	1 3 番 岩田 重成 君
1 4 番 井本 昭光 君	

3 欠席議員（1名）

8 番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局 城下 千鶴 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	藤木 正幸 君	教 育 長	本田 恵典 君
総 務 課 長	吉本 敏治 君	企画財政課長	藤本 龍巳 君
税 務 課 長	福本 悟 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課長	坂本 幸喜 君	福祉 課 長	道山 敏文 君
健康づくり支援課長	松下 信一 君	農業振興課長	松永 正夫 君
商工観光課長	野口 壮一 君	建設 課 長	松岡 秀明 君
学校教育課長	米満 速敏 君	社会教育課長	吉本 正剛 君
環境保全課長	宮崎 靖 君	会計管理者	福田 敏江 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分開会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

ただいまから、平成28年度第6回御船町議会定例会7月議会を再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3 番、岩永宏介君、11番、田中隆敏君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 諸報告

○議長（井本昭光君） 日程第 2、「諸般の報告」を行います。

諸般の報告。

平成28年度第 6 回定例会議長の諸般の報告。休会中における諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷してお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上御了承お願いいたします。

次に、今回受理しました陳情第 6 号、御船町立小学校への空調設備エアコン設置を求める陳情書については、総務文教常任委員会に付託することといたしました。

次に、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による、例月現金出納検査 5 月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

熊本地震の発生から 3 カ月以上が経過しました。仮設住宅への入居も順次始まり被災者の方々の生活再建が本格的に始まったと感じています。また、本町の人的支援として多くの自治体から派遣された職員の方に災害対応業務にあたっていただいています。その中でも九州、山口、9 県被災地支援対策本部からカウンターパートとして発災直後から支援をいただいております山口県庁及び山口県内の市町の職員の方々が本日をもって帰還されることとなりました。この間、約700人の方々にお世話になりました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

次に、企画財政課について報告します。

7 月に実施予定となっていました、平成28年経済センサス活動調査は相次ぐ集中豪雨や町内事業所の営業状況等を鑑みて 8 月実施に変更となりました。8 月下旬から 9 名の調査

員が各事業所を訪問し調査を実施します。事業所の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、健康づくり支援課について報告します。

7月2日から14日まで、住民検診を実施しました。がん検診においては、乳がん、子宮がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療のための検査を実施しました。また、あわせて歯科検診を実施し歯周病予防等の普及啓発を行いました。この期間に検診を受けた人数は2,062人でした。検診結果説明会については、8月30日までに保健センター及び各公民館分館、上野保育園多目的ホールで行います。

次に、農業振興課について報告します。熊本地震による農地、農業用施設の被害額について報告します。農地842件、9億1,540万円。農業用施設、347件、6億5,970万円。合計1,189件、15億7,510万円となっています。8月下旬からの災害査定に向けて現在準備を進めています。また、豪雨による被害については、7月25日までに2,000件を超える災害報告があります。7月11日から、町職員を始めコンサル、人的支援の職員で被害状況確認作業を行っています。

次に、商工観光課について報告します。熊本地震発災から営業を休止していた吉無田高原みどりの村を7月23日から再開しました。早々、7月24日には吉無田マウンテンバイククラブ主催による「がんばろう熊本、吉無田ダウンヒルフェスタ」が開催されました。当日は、県内外から70名の選手がエントリーされ、マウンテンバイクで緑の草原を満喫しながら競っていました。今後、吉無田地域の活性化に向け、賑わいを創出していきたいと思っています。

次に、建設課について報告します。

熊本地震による路面の亀裂、陥没、崩壊等が余震及び梅雨前線豪雨の影響により、さらに悪化している状況です。現在、道路の安全管理のため、主要橋りょう、主要道路を中心に、随時補修を行っているところであります。

次に、応急仮設住宅建設について報告します。

最終確定戸数、18団地、340戸すべてにおいて8月の完成を目指し建設が進められているところです。また、完成した仮設住宅団地は、順次熊本県から町に引き渡され、入居者選定委員会による審査に基づき、被災者の入居が始まっています。

次に、被災した住宅の応急修理制度について報告します。

この制度は、熊本地震により被災した住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、自らの修理する資力のない世帯に対し、日常不可欠な最低限度の部分を町が業者に委託して応急的に修理する制度です。7月4日時点で188件の受付を行い、熊本県に報告しています。

次に、梅雨前線豪雨に伴う道路施設等の被災状況について報告します。7月19日時点で、河川災害225件、被害額17億7,302万5,000円。道路被害災害153件、被害額6億3,926万7,000円。合計378件、24億1,229万2,000円を熊本県に報告しました。

次に、環境保全課について報告します。

熊本地震で大規模な被害を受け運転を停止していた御船・甲佐クリーンセンターごみ焼却場は、1号炉、2号炉が復旧し再稼働しました。今後順調にごみ処理が図られていくものと期待しています。倒壊家屋等の公費解体については、7月25日現在、454件の解体申請を受理しています。熊本県解体業協会に委託し8月上旬から順次実施する予定となっています。

次に、社会教育課について報告します。

熊本地震の影響により閉館していた恐竜博物館を7月24日に再開しました。再開初日776名の来館者を迎え順調にスタートすることができました。これからお盆で規制される皆様にも、ぜひ、恐竜博物館にお越しいただき、復興の一つの希望の場として御観覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 途中ではございますけれども、本日の会議に池田議員が欠席をされております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（井本昭光君） 日程第3、報告第3号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第8号に基づく条例の改正について、専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。御専第2、3号、御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について、御専第2、4号、御船町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定について、御専第2、5号、御船町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について。

○総務課長（吉本敏治君） 日程第3、報告第3号の専決処分の報告について、御専第2、3号について説明いたします。今回の改正につきましては地方税法の改正に伴うものであります。主に軽自動車税に関するもののうち、主に三輪及び四輪の軽自動車に関するものがその中心となっております。それ以外の部分につきましては、まず議案書3ページの2行目です。不服申立を審査請求に改めております。これは、行政不服審査法等の改正に伴う文言の整理となります。

次に、同じく3ページ最後の行、第34条の4において住民税の法人割の税率が100分の9.7から、100分の6.0へと引き下げられております。

次に、6ページの最後になります。第80条におきまして三輪以上の軽乗用車の取得者に対しまして環境性能割が課せられ、そして所有者に対して種別割が課せられることとなります。種別割の額につきましては、9ページの中ほどから記載がありますとおり、税額そのものの変更はありません。また、13ページからは一定年数経過した車に掛かる適応額や、あるいは車両番号指定を受けた日によって適用される税額について示されているところです。

次に、20ページです。御専第2の4号、国民健康保険税条例の一部改正であります、これは地方税法施行令の改正によりまして、課税限度額がそれぞれ引き上げられております。その引き上げられたことに伴います改正となります。

次に、21ページです。御専第2の5号、固定資産評価審査委員会条例等の一部改正、これにつきましては行政不服審査法が今年の4月1日に施行されたことに伴います改正となります。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 字句についての確認です。前日、全員協議会でありましたが、本日新しいものが配られておりましたが、その中で30ページ、右下の9の部分の字句が3,000円、3.80円、5.00円というのは訂正されていないと思いますが、その説明をお願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 申し訳ありません。全員協議会で指摘を受けておりました、この部分について、まだ、訂正が行われておりませんでした大変申し訳なく思います。正確には、右の表は3,800円、それから5,000円となります、申し訳ありません。

○5番（福永 啓君） すみません、3,100円もです。

○総務課長（吉本敏治君） 3,100円は訂正しております。

○5番（福永 啓君） 3,000円じゃなくて、3,100円と説明を受けたような気がするんですが、私の聞き間違いでしょうか。右下の上から2番目です、4,000円の上が3,000円になっています、それが3,100円と説明を受けたような気がしたのですが、どちら、正確には。

○総務課長（吉本敏治君） 表の下から2段目ですか、これは3,000円です。一番上が3,100円になっていると思います。

○5番（福永 啓君） ありがとうございます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（井本昭光君） 日程第4、報告第4号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の制定に基づく損害賠償額の決定について、専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。御専第1号、上益城広域農道における車両損傷に係る損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の23ページを御覧ください。まず専決の概要です。

農道敷きにおけます車両物損事故につきまして、下記の者と御船町の間で示談の上、損

害賠償額を決定しております。相手方が、御船町大字上野1356番地、谷頭かすみさんです。損害賠償の額が16万1,114円、事故状況及びその対応について説明しますと、この事故については夫の谷頭太運転乗用車が5月21日の早朝、一時停止するため道路側溝を横断する際、金蓋に不当荷重がかかったため車両下部のマフラーに、その金蓋が衝突した事故で起こったものであります。これについて示談により対応したところであります。示談日が平成28年7月14日ということになります。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 御船町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第5、議案第5号、御船町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第5号、御船町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について。

御船町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、平成28年熊本地震の被災者で町税等の納税義務のある者に対し、町税等の軽減及び免除について定めるところにより、被災した納税義務者の生活再建を支援するため、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の25ページです。今回の災害、減免の特例につきましては

「熊本地震に係るもの」としております。第2条でその定義を行っています。これにつきましては、全壊、大規模半壊、半壊。これにつきましては罹災証明書の発行に基づき行うこととしております。

そして、第3条において個人住民税の減免の規定をしておりますが、1項で平成28年度に課せる個人の住民税の均等割をすべての方々に対して免除することとしております。また、罹災証明書の発行、その内容に伴いまして、所得割について2項以降で、減免する額、基準を定めております。

次に、第4条におきましては固定資産税の減免についての規定になります。そして第5条において、国民健康保険税の減免を指定しております。これにつきましても罹災証明書の発行の種類に応じて、その減免の基準を課されております。これにつきましても住民税と同様、所得の区分に応じてその減免の基準を定めております。

それから、特例の除外ということで、軽自動車税と家財の被害に係る町民税の減免につきましては、これまでの減免に係る条例を採用するということで、今回の熊本地震に係るものは、適応はさせないという内容になっております。そしてなおかつ、附則で定めておりますのは適応年月日です。これは発災が平成28年4月14日でありましたので、その日以降適応するという条例になっております。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、御船町「平成28年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

○議長（井本昭光君） 日程第 6、議案第 6 号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第 6 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、被災世帯の世帯主の負担を軽減するため、災害救護資金の償還について半年期償還の方法を加える必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 内容について説明いたします。議案書の31ページになります。今回の改正につきましては第15条第 1 項中の、これまでは年度償還のみとなっておりましたが、その次に、または半年度償還を加えることとしまして、災害援護資金の借入れを受けた人が、年に 1 回の償還ということになったんですけど、これを年に2回に分けることによって、1 回当たりの償還額を減じる、負担を少しでも少なくするという事で年 1 回償還だったものを、年に 2 回償還ということに改める内容となります。これにつきましても、施工日を平成28年 4 月14日から、この日から施行しまして、平成28年 4 月14日から適用させるという内容になります。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6 番（田上 忍君） これ、2 回に分けることによって、どういうふうになるというのか、何がよくなるということですか。

○福祉課長（道山敏文君） 年に 1 回の請求で、年 1 回分の支払いが年 2 回に分けられるということで半額ずつの請求ということで、1 回に対しての負担が軽くなるということで 2 回にするものです。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第7号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第7号、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律に基づき、本町に派遣された職員に係る災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 説明を行います。議案書の33ページになります。これまで御船町の一般職の職員の給与に関する条例の中で災害派遣手当については規定をしておりませんでした。しかし、この熊本地震によりまして来月から中長期に渡る職員の派遣を要請しております。その関係で、派遣をしていただく職員のために災害派遣手当というものを新たに規定して、そしてその規定に基づいて支給するといった内容となります。交付の日から

施行し平成28年8月1日から適応するということとしています。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 本条例は、8月1日から適用するということですが、山口県は先ほど町長の行政報告の中で、本日帰還をされたということですが、8月1日以降は、どこから何名くらいの方が災害復旧の支援をしていただけるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 8月以降は長期の派遣職員ということになります。とりあえず、さしあたって決定しておるのは10名に至っておりませんが、随時要請をかけて知事会や全国町村会に随時依頼をかけていく、予定をしておりますのが今11名、それから合わせてプラス10名を要求しているところですが、まだ、全容については連絡がきておりません、そういう状況です。

○4番（中城峯英君） 私の家も、先日罹災証明の2次調査に山口県の方が4名と、町から1名、5名で家の中から外まで綿密に調査をしていただきました。大変ありがたいことだと思いますが、今の状況ではこれに伴って期間がいつまでとか、経費がどれくらいかというのは、まだはっきりしていないですね。

○総務課長（吉本敏治君） 今のところは、そういう状況になります。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

○12番（沖 徹信君） 滞在した日、1日つき6,620円、金額の根拠はどこにあるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 法律につきましては災害対策基本法になりますが、詳細につきましては総務省令で定められているところです。総務省令ですので、法律の施行規則ということになります。

○6番（田上 忍君） どういう役職、どういう方を要請しているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 主に申し上げますと、技術職員が中心になります。公共土木施設災害等における土木技術関係の職員、それから農業土木関係の専門職、そういった方々を主に予定しているところです。

○6番（田上 忍君） 今まで、役場を辞められたOBの方とか、そういう方ではまかなえないんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 退職者、職員のOBにつきましては、なかなか技術職を持ってい

るものがおりませんので、土木関係の技術職、そういった方々を中心をお願いをしている
ところです。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） これは結局、御船町一般職の職員の給与に関する条例の中に24条が入
ってきたということですよね。これは、例えばその中身を見ると本町に派遣された職員が
と書いてありますが、御船町一般職の職員ではないわけです。ところが、こういう形で、
わかりやすく言うとほかの県もこういう形で設けているんですか、あるいはもっと上の上
位の法廷の中で、こういう形で条例に、こういう事例の場合に作りなさいということがあ
るわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 応援職員ですので当然町外の職員になります。これにつきまして
は、地方自治法に基づきまして協定を交わして、町の職員としての辞令交付を行います。
そして、辞令交付を行った上で、町の職員として認定して、そして手当を支給するという
ことになります。なおかつ、手当の支給につきましては条例全治主義になりますので、必
ず条例で定めておかねばならないということになります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（井本昭光君） 日程第8、議案第8号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第4号）」

について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第8号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度御船町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,055万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,686万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議案第8号、御船町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

4ページを開けていただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。14款、国庫支出金です。補正額が1億2,666万8,000円。補正後の金額が25億3,639万円となります。主な内容として、公共土木災害復旧費の国庫負担金ということで1億円を計上しています。

15款、県支出金です。6,342万4,000円、10億5,395万1,000円です。災害救助法の適用に係ります負担金、これがおよそ4,340万4,000円ということです。補正の合計額になります4億5,055万1,000円です。補正後の金額が114億9,686万3,000円です。

5ページお願いいたします。歳出です。2款、総務費です。1,982万円、補正後が10億5,171万2,000円です。主なものとしまして、復興計画の策定業務委託料を計上しております。

3款、民生費です。9,068万2,000円、32億9,728万1,000円です。熊本地震に係ります家屋の応急修理費5,760万円計上しております。

8款、消防費です。752万6,000円補正後は2億7,977万4,000円です。熊本地震によりまして、消防積載車の倉庫が被害を受けております。これにかかります復旧費ということで752万6,000円を計上しています。

9款の教育費です。4,556万9,000万円です。主なものは旧七滝中学校の体育館が被災をしまして倒壊の恐れがありますので、これを解体するものです。その費用が2,227万8,000円です。

10款の災害復旧費です。2億9,074万3,000円。12億6,567万円です。主なもの農林水産

業の施設の災害復旧のための調査委託料542万6,000円。公共土木関係の災害復旧にかかります委託料、これが1,600万円。同じく豪雨災害にかかります委託料、これが1億8,400万円ということです。合計の補正額が4億5,055万1,000円です。補正用金額が114億9,686万3,000円です。

以上です。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 震災後積載車とか野ざらしというか、空き地にただ置いてあるという感じで、損傷が大分ひどくなるんじゃないかと心配しているわけですが、この積載車の格納、これはいつ頃までに済ませる予定でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、議員御指摘のとおり、たしかに積載車について野ざらしの状況になっておるところもあります。今回は、その部分について積載車の車庫、倉庫、こういったものを応急的に整備する予定であります。ただ、本復旧については今のところ復興計画等に基づいてやりたいというところもありますので、今後その計画に基づいてやっていきたいと思っております。今回は、積載車とポンプ、そういったものをできるだけ使える状況を守るために、そのための応急措置ということで考えております。

○12番（沖 徹信君） 今、現在、車庫というか格納庫に入れていない積載車というのは何台くらいある。

○総務課長（吉本敏治君） 各分団からの報告によりますと、13カ所です。その分について今回補正予算をあげているところです。

○12番（沖 徹信君） それを仮復旧と今言われましたけれども、それはどういうことでしょうか。仮にするということは、ぴしゃっとした整備はしないで、積載車の倉庫、詰所、そこら辺を借りているところが非常に多いと思いますけれども、仮では何もならないんじゃないかと思いたすけれども。

○総務課長（吉本敏治君） 当面、応急、復旧ということで、車庫等の整備をすることで考えております。また、現在これまで震災を受ける前までの使用形態が集会場との併用であったり、公民館との併用であったりということがありますので、そういったあたりをもう一回精査をして、どういう復旧をやったほうがいいのか、そういったものを今後の復旧計画あるいは復興計画の中で詰めていきたいと考えております。当面は、そういう応急的な処

置を行っていきたいと思っております。

○12番（沖 徹信君） 予算をあげるからには、どこをどういうふうに復旧するというのがあって初めて予算があがるんじゃないですか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、倉庫等につきまして、詰所等につきまして現在の場所に設置したほうがいいのか、あるいは新たに用地を探して本格的に、あるいは班をまとめて、そういった分団の中でも話があります。できるだけ、そういった分団の話を取りまとめた上で、分団の要望に添うようなかっこうで進めていきたいと思っているところで、従いまして、まだ用地等の確保ができていないところもありますので、用地等の確保も考えていかなければなりません。そういったことを考えていきたいと思っております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 2点お尋ねします。歳入説明書の2ページ、国庫負担金が1億634万5,000円計上されています。これは熊本地震に係る災害復旧のための繰り入れということですが、今後、復旧復興の公的支援を国、県にどのような形で求められていかれるのかお尋ねをいたします。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 国の要望につきましては、特に財政的な要望につきましては5月の8日だったと思います、町村会を通じて被災自治体一丸となって要望したところです。それから、先般25日から26日にかけて、連携中枢都市圏というのがあります、この関連団体が町長を始め中心は熊本市ですけれども、国に要旨を持って要望活動されたところなんです。それから、豪雨災害につきましては、先般副知事に要望書を提出しております。こういったことで、しつこく要望をしていかんと、なかなか対応してもらえないかなと思いますので、何回も地道に要望、そういった活動をしていくことが大事なのかと思っております。

○4番（中城峯英君） 御船町全体で復旧費用どれぐらいかかるのでしょうか。先ほど行政報告の中で、農地とか道路とか河川の被害は報告がありましたけど、全体でどれくらい見込んでおられますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 災害復旧費全体で今予算化をしておりますのが9億7,492万7,000円です。この中には農林水産業施設災害復旧費、それから公共土木施設災害復旧費、それから文教、学校教育、それから社会教育関係の災害復旧費があります。農林水産業施設の災害復旧費につきましては、いわゆる工事費が計上しておりません。まだ、設計中、

調査中というところです。学校関係は、どれくらいの災害復旧費用が必要かということの調査をやっている段階です。今回、特に小坂小学校は災害復旧では子供たちの安全が保てないということで、改築ということになりましたので、4号の今回の補正で3,600万円ほどかと思えますけれども、委託料を組んでおります。これができませんと最終的にどれくらいの費用がかかるのかというのは、ちょっとお答えできないところです。

○4番（中城峯英君） 先日新聞で隣の益城町は700億円かかるという記事が載ってましたので、御船町はどれくらいかかるんだろう、もちろん現段階で全体を把握はしておられんと思いますから、これからそういう作業あると思いますけど。それと、公的な支援、国からの県を、粘り強く、しつこくするように働きかけていますというお話がありましたけれども、私どもは新聞報道しかわかりませんけれども、7月10日の新聞報道で「政府は地震発生1カ月で7,708億円の大型補正予算を編成した」記事がありました、また、昨日の新聞では「復興基金の財源として熊本県に特別交付税510億円を配分するという方針を固めた」とありました。こういった資金をいかに国からもらって、県、町とつなげていくかと、これがこれからの復旧の鍵を握ると私は思いますがいかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今、復興基金510億円政府が決定したということ話をさせていただきました。あくまでも新聞報道ですけども、具体的にどういった用途に使えるのかということ、まだ情報がきておりませんので何とも言えないところですけども、こちらとしては準備をしておくということが一番大切なかなと思っております。ちゃんとした補助制度があるものは、その補助制度を活用するということで、補助制度にのらない災害というのが、今回の震災、豪雨災害で非常に多いと感じております。こういったところを、いざ実際に基金が設立されて県から調査などがあつたときにはタイミングよく回答できるような準備をしておきたいと考えております。

○4番（中城峯英君） 地域においては、道路が寸断されたり、がけ崩れの恐れがあつたり、いろんな状況があつて地域住民はいつこれが復旧するんだろうと、まったく目途が立ちませんで非常に不安な状況に置かれております。こういった課長おっしゃったように地域の実態、実情をされて大変な作業になると思いますけれども、これは区長から報告してもらえば、こういった危険箇所があるとかいうことはわかりますので、そういったのを集約して積み上げて準備をしておかないと、これだけくれという、何でも前提の資料がいます。こういったことを区長からあげてもらって、積み上げておかれるという作業が必

要かと思います。そういうことで、これからよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、財政調整基金の繰り入れが今回2億6,000万円あります。合計の11億5,500万円ですけれども、基金残高はあと幾らでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の補正で2億6,000万円の繰り入れをすることにしています。残高が1億1,000万円という金額になると考えております。

○4番（中城峯英君） 年度当初12億6,000万円ぐらいあったのが、もう1億円でしょ。これはやむを得ないと思います。やっぱり今の中で貯金を取り崩して災害復旧にあたると、これはそのための基金ですから当然だと思いますけれども、だからこそ公的支援が町の財政基金は底をつくと、新聞報道によりますと県も底をつくと、じゃ復旧は進めにやいかん、金はどうぎゃんする、そういうことになりますので、これは強くいろんな方を通じて、県、国に、そこら辺私どもはなかなかできませんので、執行部として町長を始め、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○10番（塚本勝紀君） 8ページの老人福祉費負担金及び交付金の中に介護ロボットとはどんなあれですか、説明をお願いします。

○福祉課長（道山敏文君） まず、介護ロボットは今回3事業所に3種類の介護ロボットが10分の10で支給されます。まず、清流園には「みまもり支援システム」というカメラで常時見守って監視室ですずっと見守ることができるというシステムが92万7,000円。デイサービス城山では「ロボット歩行器リトルキャップ」といって、よく歩行器といって手をのせて歩くときに倒れない歩行器ありますけど、それが電動自走式で坂道も引っ張っていただいただけという機械です。最後、3台目がデイサービスふくろうに「マッスルスーツ」ということで要介護者を抱え上げたりするときに、テレビで見られたことあると思います。例えるならば巨人の星の体にバネのようなものを取り付けた、ああいうものをつけることで持ち上げるときに機械が補助して持ち上げてくれるということで、力をあまりかけずに高齢者を持ち上げる、そういったものを三種類ということになります。

○10番（塚本勝紀君） ありがとうございます。仮設住宅の申し込みについてお伺いします。選定はどのようにされていますか。

○福祉課長（道山敏文君） 今現在6カ所の入居が決まっておりますけれども、6カ所ともに優先入居の方々を優先的に、まず、部屋の面積に応じて世帯を割り振っていく形で、優先

世帯をすべて入居した後に一般世帯の方を選定委員で抽選ということで、抽選して決定していつてます。

○10番（塚本勝紀君） 大体わかりますけれども、選定の中で申し込む人はA・B・C・Dとありますけれども、A・B・C・D一番に申し込んだと、後がなかなか入れないという話もあるんですけど、そういうことは聞かれたことないですか。

○福祉課長（道山敏文君） A・B・C・Dというのが、ちょっと何かわからないんですけど。

○10番（塚本勝紀君） 木倉をAとすれば、御船がBとする、一緒に申し込んだ人がいないかということで、一緒に申し込めばA、Bで両方通った場合に、どっちに決めるかとなった場合に時間が経ちます、Bに行こうとしたら、Bじゃ好かんからAに行こうとかか選定ができるじゃないですか、そうすれば申し込んだ人が10人申し込めば、11人目はまた入られないとか、そういう人がいらっしゃると聞いたんですけど。

○福祉課長（道山敏文君） 現在、応急仮設住宅の申し込みの受付は、第1次、第2次、第3次、第4次というふうに完成順に合わせて平均4つ、5つずつを区切りまして一遍に申し込み時期を設定しまして同じ2次であれば、2次の中で二つを申し込むというようなことができません。一カ所を第一次候補として、一応、第二次候補というところには空きがあった場合に、そちらに回ってもらうということで一応二次候補まで書いていただくようにしていただいている形ですので、同じ時期に完成するところで自分でどちらを選ぼうかということは、まずないということ。それと、次にもし二次で落ちたときのために三次の申し込みも合わせて受け付けるようにしていますので、二次で落選した場合は、次、三次で改めて選定ということで、今議員御指摘のような皆さんが戸惑うということが起こっているようには聞いておりません。

○10番（塚本勝紀君） 選定、よく勘案をしてよろしくお願いします。

○11番（田中隆敏君） 先ほど、沖議員がお尋ねされました最初の件なんですけど、私も見るからにこの灼熱のときに、やはり露天に一日中放置した、放置というといかんけれども格納できないから、そういう形なんだろうけども、私から考えると雨露を避けるまたは若干の直射日光を避けるのであれば、やはりハウス用のパイプにブルーシートなんかを張って6メートル前後くらいの長さにすれば、十分積載車も入るわけですから、そういうところを、ここを見ますと13カ所がそうであるならばです。予算化されて、総務課長いつぐらいに格納庫はすべて13カ所できるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今回の補正で、いわゆるカーポート的なものを仮設で設置することを考えております。議会終了後に議決いただきましたら、早速作業に取りかかりたいと考えております。

○11番（田中隆敏君） そうですね、先ほどそういう話があればいいですけど、集会施設とか公民館と併用した形で今格納庫あるわけですよ詰所は、ですからある場所においては、コンビニの駐車場に止めてあるわけですよ。ということは管理はそういうところですからいたずらする人はいないんでしょうけれども、場合によっては格納庫の横にそのまま置いてある、以前、私がガソリンを抜かれるから管理を云々という話もした経緯があります、今もその中ですと誰かが鍵を持っていて、誰かがとりに行くわけでしょう、コンビニに預けてあるわけじゃないでしょうから積載車の鍵を、ですからそういうことからするなら、雨露をしのぐような、そしてまた班長が責任をもって管理をするような体制を早急に取りないと、沖議員が言われたように何百万円とする車であり、機械であるわけですから、やっぱり大事に使いましようとするなら、これから先、格納庫の仮設を作りますとするなら、もっと早く簡易でもいいからやるべきじゃなかったかなと思いますが、じゃあその格納庫は今現在詰所のある所にほとんど場所は決定しているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 場所については、同じ所に建てられるかということ、必ずしもそうでない所もあると思っております。それで、その土地は地元である程度調整をしていただければと考えておりますけれど、あと詰所、詰所と地区の集会所が一緒になっている所もありますので、詰所そのものがやられておったり、あるいは格納庫の上に詰所があったりといろんなパターンがありますので、それは十分勘案しながらどこに建てるかということも考えていきたいと思っております。

○11番（田中隆敏君） 詰所を作って格納庫として、きちっとした形ですか、先ほどの話は応急的に今野ざらしになっている積載車を収める場所を作らしようという話でしょ。

○総務課長（吉本敏治君） 今回の予算措置についてはカーポート的なものを設置して、とりあえずそこに積載車を格納するということで考えておるところです。先ほど、場所についてが建物が使えなければ、その横であったりということになろうかと思っておりますので、その場所の選定については分団の考えも聞きながら選定を進めていきたい、そしてとりあえずそこに仮設でのカーポート的なもの、その他、車庫を用意していきたいと思っております。

○11番（田中隆敏君） そういう点では急いでやっていただきたいと思うのですが、格

納庫だけじゃなくて、2階が詰所になっている、私も消防の現役時代に積載車を導入するときに1階が格納庫、2階が詰所ということで場所の選定から建物から地区の負担からすべてやりました。今回、もし新たな場所に相談をして、そして作り直すという場合に、また補助的な形はどのくらいの補助があるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今のところ、その用地そのものに対する補助というのではないと考えています。ですから、この前の要望活動にもあったんですけど、その中に連携中枢都市圏構想としての要望活動の中に御船町からは、そういった詰所や格納庫、そういった部分の財源について手当をしてくれということで要望の中には入れております。

○11番（田中隆敏君） そうなんです、これから先、集会施設のことについてもお尋ねをしたいんですけども、詰所を作り直す、または消防団の活動ができるように行うために地区住民はどのような形でこれから先、いろんな意味で協力をせないかんかという話はあっています。お宮とかお寺とか、そういう部分においてはそれぞれの氏子さんなり門徒さんたちが一生懸命頑張っていかれると思うんですけども、やはりこういう公の部分の中において、皆さんが共同で使うような場所においては、しっかり今回の震災の影響のおかげで使えないわけですから、やはり地元負担のないような、そういう形をぜひ取り込んでいただきたいと思います。

それからもう一つ集会所です。御船町も役場が拠点とするなら、地域の嘱託区もやはり行政区の中では集会施設、人の集まって会議のできる、この場所というのは今の時期には一番必要な場所です。区長の自宅も被災を受けて人を集めるような会議をできるような場所はありません。そういう中で以前から80嘱託区の中に自分たちの行政区が何を整備したいという要望書をだしてありました。そういう中で集会施設が古くなればということでだしてありましたけれども、今回の震災でもっと費用かかるような、そういうような被害を受けておりますが、人の集まって地域を立て直すための会議を行う、集会所施設に対して町長はこれから先どのように進めていこうと今考えておられますか。

○町長（藤木正幸君） 震災発生直後から私は地域コミュニティーが一番大事だと訴え続けております。地域コミュニティーの拠点はやはり地域の集まる場所、そういった整備も行っていかなければいけません。今現在、公民館等運営されているわけですけども、その中において今後やはり地域の方とお話ししながら、その辺は進めていきたいと思っております。大事なコミュニティー形成のために必要なことはしていきたいと思っています。

○11番（田中隆敏君） いずれにおきましても予算を伴う形になっていくと思います。それだけ我が家も修理をせにゃん、我が家に対してもお金がかかる、先ほど言いましたようにいろんな形で、じゃあどうしたら皆幾らだしあったら元通りになるのかと、そういうのが今現在の心配の一つ。もう3カ月経って、一生懸命協議しているんですけども、これから先、拠点になるところを町がどれだけ補助できるのかどうか、そういうのが見えないと区長たちも、地域の役員の人たちも尋ねられても答えようがないわけです。ですから例えば町長が県あたりに、こういうところを予算化をどうやって組んでいくかと、私も地域の中において集会施設は最大の拠点だと思います。これを、ずっと3か月間悩みながらやっと雨漏りもせずに、何とか開け閉めができるように自力でやってきたわけですので、やはりここは思い切って、そういう85囑託の中で被害を受けた集会施設は、それこそ個人の家もさながら、やはり一番にそういうところの整備をやっていただきたいと思いますが、もう一回、町長そういうところどう考えますか。

○町長（藤木正幸君） 今考えているのは、地域を崩してはいかんということが前提になります。その中において復興計画等にも、この問題を入れていかなければいけない、今すぐ公民館を建ててあげたいと、直してあげたいというのはやまやまなんですけども、これから順次そういったことに対して、県、国と協議をしていきたいと思いますし、既にそういった形で私の場合は、いろんなところで話をさせていただきます。その中において地域コミュニティの話は必ず入れていきます、その中において公民館問題も入れております。県、国も昨日は言うておりました、国の中にもコミュニティを崩さないためには、この公民館整備が必要だということをずっと訴えてきております。そういったことはいち早く受け入れていただき、補助とか少しでも多くできるように今後も頑張っていきたいと思います。

○11番（田中隆敏君） いずれにしましても、やはり地域住民の方、特に私たち小坂校区におきましても非常に揺れの強くて被害もたくさんでおりますから、それぞれの人たちの心が沈滞しているわけです、ですから皆さん方が寄り集まって、いろんな形ができるような、そういう拠点が集会施設であり、これが20年、30年近く私たちが利用しておりますけれども、こういう所をいち早く手当をしていただくような形をしていただかないと、なかなか一つの交流、コミュニティが高まっていきませんので、それは町長の手腕によってやらないといけないと思いますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

○13番（岩田重成君） 15ページの説明資料でございます。今、田中議員からいろいろ質問が

ございました。私も質問しようかなと思っていたところでございますが、今回分館の修繕、また集会所の補助というのが載っております。せんだって、七滝公民館の修理が終わりました。そして体育館ができないということで、選挙をどうしようかと7月の参議院選挙、しかしながら7月の参議院選挙前に、それこそ素晴らしい補修ができて、心からお礼を申し上げたいと思っております。その中で、今回地区の集会場がでております。多分、今から各地区からどんどんあがってくると思います。そこで、この集会場の補助、今までは10分の5でございます。例えば、100万円かかれば50万円は地元負担ということでございますが、今回の地震でそれぞれ大変出だしでございます。そういう中で、町長3分の2に今回だけ3分の2補助ということは考えられませんか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 今の質問に答えます。今、議員が言われたように今回の地震によって、地域も多大な負担を強いられるということになるかと思えます。先ほどの予算の面も町も少ない財源で国、県に要望していると、また地域によっても、そういったことを町に要望が上がっているということを考えて、これまでの法規則の中では2分の1が原則でしたが、今よく言われますように郡内の各町の状況等もいろいろお尋ねしながら町も、これについては何らかの手当を、方法を考えなければいけないということで考えております。今回の補正予算については現行どおりの2分の1のところではしておりますが、これについては今、町長とも財政とも協議をしているところで、まだ確定はしておりませんので、今の議員の意見を検討の中にも十分反映させた上で、再度協議をして、また良い方向に考えていければと思っているところです。

○13番（岩田重成君） 2、3日前の新聞に、今度地方創世のお金が300億円上積み、800億円になりました。その中で施設整備のことが載っておりました。私は、この地方創世のお金、やっぱり集会場の整備これはできないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 御指摘ありました地方創世の施設整備ということですけど、地方創世のハード事業に予算をつけたということを新たにしてありますけど、あくまでもこれは地方創世総合戦略の中における整備でありまして、今度の公民館の整備とかそういったものとは違うところの予算ですので、それは今行っている私たちが言った議会からも提出いただいて一緒に作り上げた、今後地方創世どうやって人口減を防ぐかというところにおいて決められたものがあります。その中にアタックして行ってそれを採択していくという形になりますので、この公民館財源としてそれを持ってくるということとはちょっと違いま

す。しかしながら、今、お願いして言われていたように3分の2かどうかという話ですけれども、できる限りそういったふうになるようお願いはしてまいります。しかしながら、これが協議の上でなかなか難しいところがございますけれども、しかしながらできることはやっていくし、言わんで下がるより言って下がったほうがいいという気持ちでアタックしておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

○13番（岩田重成君） 今、地方創世のお金はできないということでございますが、できるだけ、できるほうにお願いはしたいと思っております。また、もう一つでございますが、滝尾小学校が工事の遅れで1,000万円、大体900万円載っております。工事が遅れたと書いてありますが、私は始めるのが遅れたと思います。もう少し子どものことを考えて早く工事を始めたならば、こういうことはなかったと思いますがいかがでしょう。

○建設課長（松岡秀明君） お尋ねします。国道の件でしょうか。国道の件については、上益城地域振興局の土木に町からも要望をしておりますし、対応については先に対応ということで依頼をしておったところです。直接、町が直工事を行うものではありませんので、なかなかその辺が思うように進まなかったものかとは思いますが。

○13番（岩田重成君） この445につきましても、県の仕事といつも言われます。しかしながら、町が早く自分たちが要望して、そしてお願いすれば、私は執行部の責任だと思っております。特に、445が今通行止めになっている。せんだって、全員協議会で初めて県から私たちは情報を収集したわけです。本年度、来年の3月までは通行止めということでございます。できるだけ、早くお願いをしたいと思っております。特に子どもたちが、今、中学校に来ていますよ。私もせんだって行きました。隣の子どもたちの声がいっぱい聞こえますよ。あれで、教育長、子どもたちの本当の教育はできないと思って、早くこの件につきましては、本当に早く小学校に返すように滝尾小学校は今度被害がございません、ぜひとも町長お願いしたい。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 1点お尋ねします。今回の地震に関わる復興計画です、御船町復興計画の策定業務、これは今後将来の御船町をどういうふうに復旧復興を進めていくかの上で大変重要な計画になるかと思えます。これについて、どのような形で、またいつ頃を目安に策定を進めていくのか若干詳しく御説明ください。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の補正予算で、復興計画の策定委託料として1,000万円計

上しております。歳出予算説明書の1ページになります。復興にあたって基本的な考え方を固めるのが必要かと思っています。それがないと、ちぐはぐな計画が出来上がってしまうし、ちぐはぐな計画が出来上がるとちぐはぐなものができるといったようなことで、何しろ基本的な考え方を一本筋のおった理念をまとめたいと考えております。新聞報道では熊本市、益城町といったところも復興計画の策定が始まったという報道もなされております。町も速やかに復興計画の策定に着手を考えております。まだ現在のところ町内での議論、それから県には3回ほど行って、いろんな相談をして参ったところです。まず、先ほど基本的な考え方を固めるということを言いましたけども、それから住民の方がどういった要望、復興についての考え方をもっていらっしゃるかというの、ぜひこれは計画の中に繁栄をせんといかんというのは十分認識をしております。こういった形で、こういった会議を座談会なのか、代表の方に来てもらうのか、はっきりしておりませんが、そういったものの開催は絶対必要かと思っています。それからちょっと話が外れますけれども、いろんな大学、特に熊大あたりから計画の策定についてお手伝いできる場所があれば何なりとというありがたい申し出もいただいております。それから、県立大学とは包括的な協定を結んでおりますので、どちらにするかまだ決まっておりますが、そういった大学とも連携を結びながら、よりよい計画を策定したいと考えております。できれば今年度中、平成29年3月末までには復興計画策定したいという考え方を持っております。

○5番（福永 啓君） 大変これは重要な計画です。産学官です、ともになって将来を見据えた計画を策定していただきたいと思います。これは議会からも要望はしておりました。そして、この根本になる計画なのですが、これは見てみると歳入、2分の1になっていると思います、国からの補助金です。残りの2分の1はどのように手当されるのでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 残りの2分の1は単費ということです。

○5番（福永 啓君） このように本当に必要不可欠な計画、それについて実は国の補助って半分しかないんです、今、新聞等ではとてもいろんな数字が踊っております。今、御船町がやらなきゃいけないことはたくさんあります。その中で、本当にこの半分が単費そして今も議員の方々から、いろんな要望が今後も地域の方からもでるでしょう。そうしますと、この必要不可欠なものですら2分の1の国、あとは町が支払わなければいけない、一つ今宅地、これは危険宅地がたくさんございます、いろんな住宅団地等、そこに危険性が除去

されない限り住み続けることはできません。今、歯抜けのようになっていきます。そして、それは地域の疲弊に直接つながるんですが、その危険宅地に対する、何か町として国としてできる国費としてできる補助事業とかはありますでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。これについての今現在具体的な宅地についての救済策というのは、まだその辺のところについては国と協議を行っている段階で、考えられる今ある現在の国の交付金等を受けて事業を行うものとしましては、大規模盛り土造成地活動崩落防止事業というのがありますが、こういった事業での取り組みを、今進めるならばというところで国と協議をしております。まずは、その対策事業を行うにあたっては、その宅地はそういった被害を受けたことについての原因の究明、そういったものが重要になります。そういった段階を踏みながら、何らかの対策事業を進めていきたいと考えております。それについても、いずれにしても、費用といいますか事業費が調査費を含め対策工事費を含めましても、かなりの事業費がかかりますので、そういった財政的な面についても手当というか国においてどれだけの手当ができるのか、そういったものも含めて今後事業、協議を進めて、具体的な事業を進めたいと考えております。

○5番（福永 啓君） そういう特殊な補助事業を含めにしても町の費用負担は多大であるということです。そして一般的な宅地の危険性除去、これに関するものはほとんど持ち主負担ということになってしまわざるを得ないと思います。じゃあ、そのまましておけばどうなるか、これ目に見えてますよ、しないわけですねお金がないわけですから、そうすると地域の疲弊につながる、けどもしないわけですね、けどお金がない、本当に今、歳入歳出を見ておりますと国費の負担が本当に少ないなというのを心から感じています、半分です、これはほぼ必要な補正予算です、しかし国費は半分しかないんです。だから、これについて何回も言われておりますが、これからは町ができることが、今回の災害では大変限られている、これもやってほしい、あれもやってほしいという気持ちはわかります。しかし大変限られている、しかしやらなければいけないんです。それはどうするか、これは何回も言われているように国、県に対して粘り強く交渉を続けていくことが必要不可欠だと思います。今後、議会としましても、県、国に対して本当に実情を訴えて進めていきたいと思えます。あと一回、国、県に対して町ができない部分、やらなければいけないけどできない部分、ここに対してどのように訴えていくか、この決意をお聞きしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 町単独でいろんなことを国にお願いすると、これをいうこともありま

すけど、今熊本地震に関しましては熊本県そしてこの地域が一体となって動いているということで、各首長である程度攻めどころというところでチームを作ってます、その中において各省庁を攻めているということで、今言われたように本当に国が動かないとすべて動いてきません、御船町今財政調整基金1億円となっていますけど、ほとんどの市町村、熊本市含めて県も含めて恐らく9月にはほとんどの市町村が震災にあったところはなくなってしまう。その中においていち早く国のからの支援、県からの支援というのをいただかないと、なかなか町の方として、あれもやりたいこれもやりたい、本当にあれもやりたいこれもやりたいです、でも裏付けがないです、裏がないことには動けないんです。それを裏を作るためにも頑張って要望、今は要望というより現状報告です。各省庁を回って今の現状を伝えているというところが現状です。今度、基金に500億円決まったというような新聞報道あってますけど、实际的にまだ本当にそれが決まったというわけじゃなくて、今考えてらっしゃって今からこれが通っていくと、やはり手続きにはまだまだ時間がかかると、新聞に躍らされるというところが本当に多いです。しかしながら、今こちらに一切そういったものはきてません。まだ、国としても最終的に決まったわけではないです。しかしながら、私たちはそれが本当に基金として熊本県に来るように、しかし500億円が熊本県にきたとしてもほとんど熊本県で消化してしまうような500億円という金額になります。その中から熊本県がいかにか、この市町村に目を向けてくれるかと、県の事業じゃなくて、町の事業にも少しでもその中から基金として計画していかなければというところが問題になってきます。今、熊本県の各町村議会一緒になって、国とそういった現状を訴えているというところであります。その中において、知事は特法をお願いします、東日本なみにお願いしますということをずっと訴えてきていらっしゃいます、しかしながらこれが本当に厳しいです。だったならば、今単年度で予備費という形で7,000億円つけていただいていますけれども、实际的には2,000億しか使っていない、5,000億円はまだ手付かずのままであると、しかしながらあるけん使えて、御船町1,000億円やるけん使ってくださいという、そういうシステムじゃないんです、こちらから要望をあげて、それに向こうがやっぱり答えて、その中からすると、なかなか厳しいです。今、予備費で単年度で終わらせるんじゃないくて、今の事業を次年度、また3年計画とかいうかたちで基金として、このお金をうまく利用できれば、町としても県としてもいいんじゃないかと思っています。そういった形で、今、チームで頑張っています。どうぞ、その辺は御理解いただきまして、また議会もともに国

へ行って要望活動を行っていきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 現状の予算では、復興はおろか復旧すらできません。ぜひ、国、県に対し引き続き粘り強く、そして粘り強く交渉、議会もともに頑張りたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。

○3番（岩永宏介君） 今議論をきいておって、非常に財政面ではもちろんそうです金がないということで、何もできないんですが、その議論は非常に大切なんです、もっと大事なこともあると思うんです、例えば復旧と復興の違いです、そこに端的に表れるんですが、そのことをずっと考えているんですが、先ほど福永議員の質問に対して藤本課長が答えられた部分です、基本的な歳出の予算説明書の1ページを見ているんですが、熊本地震に係る復興計画策定業務の委託料1,000万円計上してありますが、これはわかるんですが、この質問で基本的な考え方がまず大事だと藤本課長がおっしゃいました。私はその部分を町長の口から自ら、そのあたりを言ってほしいと思います。たしかにいろんな住民意向を調査してするということではありますが、私はこのあたりが町長のリーダーシップがでてこないといけないんじゃないかと思います。つまり、復旧というのは元に戻すことです、お金がないから元にも戻らんということも当然考えられるのですが、復興というところにはより良い環境をつくるわけです、今まで以上の環境をつくらないかんわけです、課長にお願いなのですが、そのあたりを私は復興課あたりを作ってくださいということをお願いしてきた。まったくそういう動きはありませんでした。他町にはありましたよ、他の市町村にはありました。復興課を作って人事異動もありました、そういうことをやらないと課長とかの範囲内での対応をなさってきた人員が足りないからそういう形になったかもしれません、ところがやっぱり知恵をだしあいたいと思うんです、だからあるところに、そこはどかが担当だからということで答えてしまっていったら、やはり十分なものは私は絶対にできんと思う、それが1点。そのあたりを変えてほしいと思います。

それから、どんどん若い課の若手を育ててください。教育です、これは大事、課長にお願いしたいのはそういうこと、町長にはもっと課長たちをどんどん成長させてほしいということだと思います。では、町長はこの計画に向けて基本的な考え方、これは当然もってないといかんと思います。だから、いろんなところで委託するにせよ、町長のリーダーシップ、その基本的な考え方です。例えば、骨太の方針とか、大綱とか基本方針です。そのあたりは当然、本当に申し訳ないくらいにお忙しいと思います、頑張っておられるという

ころは重々承知しているのですが、そのあたりを今日無理であるならば、例えば先ほど行政報告ありましたけれども、私はあれを見るときにいつも楽しみにしているのは、その中にリーダーシップ的な部分、町長のリーダーシップとみられる部分がどこにあるかと常に見てきました。だから、私は一つだけ言います、もっと具体的に今まで地震が起きる前に本町が持っていた町の課題、それも解決せにゃいかんわけです、その問題の課題点もっと具体的に言いますよ、古くなった町営住宅です、これも何とかせにゃいかんわけです、そういうふうに思っていました。そういう解決と合わせてた復興計画を立てないかんのじゃないですか。私は、そんなふうにおもいます。それが、言葉を変えると創造的復興だとずっと思っています。そのことを、今度、今日と言いません時間もありませんので、町長がリーダーシップをもってだしてほしいと、そして皆でそれを検討して、外に外注するのは結構ですが、やっぱり皆でやったほうが、もっといいと思います。地域を知っている課長たちですので、ぜひ、お願いしたいと要望して次の行政報告にそういうのが出てくることを、あるいは違うところで、町長の口からお聞きするのを期待したいと思います。回答はもう求めません、よろしくお願いします。

○11番（田中隆敏君） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。13ページに御船小学校のエアコンの基盤修理ということで50万円ほど予算が組まれておりますが、これは普通教室じゃなくて、皆さんが集まるような大きな教室または職員室なのか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。このエアコンは図書室と校長室横の会議室、この2カ所の基盤が壊れておりますので、その修理です。

○11番（田中隆敏君） 中学校は各教室にエアコンが設置してあると、小学校はエアコンの設置が各教室には、それぞれの学校にありませんということでよろしいですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 今現在のところ、田中議員が言われるとおり小学校にはついておりません。

○11番（田中隆敏君） ここで、エアコンをつけなさいとかいうことじゃなくて、町長及び教育長に確認をしたいと思いますけども、陳情書が上がってきているのは読まれましたか。

○教育長（本田恵典君） 今現在、ここにも持っております。各小中学校PTA会長から、ぜひ、エアコン設置をお願いしたいということで陳情上がっております。

○11番（田中隆敏君） 中身については、まだ委員会中で議論をしておりますので申し上げますけれども、せんだっての全員協議会の際に委員会に付託したという報告を受けまし

たからそれでいいんですけど、この陳情書の中を読んでも、趣旨を読んでも、やはり震災、そして震災の関係で通常の夏休みの体系じゃないわけです、ということはこの真夏の暑いときに、例年の夏休みに入るんじゃないくて、今日から夏休みでしょ。そしてまた8月は20何日には始業式始まるでしょ、そういうことも想定しながらPTA役員の皆さん方から12日受付としてありますけども、御船町は通年議会、基本条例の中に通年議会を対応して陳情書が上がってくれば即委員会を開いて、議会を開いて、議会で採決をしますということになるんです、しかしながら8月のスケジュール表を見ますと、私は議運じゃありませんからわかりませんが、8月には議会は予定されていないんです。予定されていないです、入るかもしれません、ですからこの議論自体もまだ、予定されていないんです。ということは夏休み終わるわけです。もう8月から授業が始まるわけです、それからじたばたしたって、とてもエアコンの設置とかそういう議論の場所じゃなくて、陳情書の取り扱いの部分と、この中でどう子どもたちを対応していくかという部分を町長及び教育長がこの陳情書を見られたときに、どう考えるか、もうこれは来年しかできないから来年のための陳情書に考えるのか、やっぱりこういう震災で、皆非常に痛々しい気持ちになってるときに、少しでも何かこういうことを考えてあげましょと、前向きに考えるのか、もう夏休みに入って8月もいい頃には夏休み終わって授業が始まるわけで、9月、10月になったらエアコンはいらないんですよ。ですから、そういう意味からして、やはり早急な動きを議会もせないかんけど、執行部側もこういう陳情書をどう受け止めるかということでも伺ったわけです。教育長見ましたでしょ、どう思いますか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。陳情書を拝見しまして、実はそれ以前から私自身も、エアコンを早く設置しなければと思っておったのですが、この震災後に今議員御指摘のどうしても授業実数を取り戻さなければならないということで、町の校長会で諮りまして夏季休業を少し短くして、何とか授業実数を確保しようという話になりました。すぐ頭に浮かびましたのは、熊本は暑いということが浮かびましたので、まず滝尾小学校が中学校の多目的室に先ほど御指摘もありましたけれども、小学校の1年生から4年生まであそこに入っておりまして、かなり暑いという話は以前から聞いておりました。そこで、NPO法人いろんなところに、まずは呼びかけをしまして大型のエアコンがそこに4台入っています。それから、冷風扇が10台入っていると思います。各学校から緊急に要望が上がってまいりました扇風機を27台、合計要望が上がってまいりました。そのうち、御船小学

校が自前で12台を何とか寄付いただいたんだろうと思いますが、確保されました。残りの台数がどうしても不足するものですから、この15台についてはまだ導入はされておりませんけれども、少し大きめのものをということで、御船ライオンズクラブから寄付をいただくことになっております。ただ、今お話がありましたエアコンにつきましては、なかなか8月までは難しいかもしれませんけれども、付け焼き刃かもしれませんけれども、まずは扇風機で何とか急場をしのいで、来年度、再来年度にはエアコンの設置等も考えてまいりたいと思います。

○11番（田中隆敏君） 対応をそのようにされて、やっていただきたいと思いますし、私たち議会もそうなんですけども、執行部もそうなんですけども、予算化してすぐ付けなさいじゃないけれども、やはりこういう時期にはやっぱり議論の場にだして、早急に議論をしながらできるところは手当をして、それが今扇風機とかそういう話になってくるわけですから、そういうのも言っていただくと少しは私たちも安心しますけども、やはり皆さんから出てくる要望はできるだけ議論の場に上げて議論だけはしっかりやりましょうと、これがやっぱり御船町議会であり、行政であると思っていますのでよろしくお願いします。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほどの田中議員の質問に私の答弁で、小学校に対するエアコンの設置、普通教室のところではありませんという答え方しましたが、小坂小学校で一昨年増築しました2クラス、これはプレハブで建てました、あの2クラスだけはエアコン設置しております。

○6番（田上 忍君） 先ほどの岩田議員の関連なんですけど、滝尾小ですけど今後の計画というのどう考えていますか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。先ほど建設課長からお話もありましたけど、一番のネックになっておりますのは445号線の問題でございます。通学路の確保ができない限り、やはり学校再開は難しいんじゃないかなと、滝尾小学校での学校再開はなかなか難しいなと考えております。地域振興局のお伺い等もあろうかと思っておりますけれども、先ほど御指摘のとおり私どもも県へ、あるいは国へということで、しっかり申入れをして早く開通ができるように、あるいは通学路の確保ができるようにと考えております。

○6番（田上 忍君） 福永議員も言いよったんですけど、危険宅地とでてたのですが滝尾小学校のところは、ここは危険じゃないんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。震災以降目視ですが見に行きましたところ、

そんなに危険であると、破損もそんなにしていませんし、唯一体育館の北側の壁が2平米程度落ちていたようなところの被害でしたので大丈夫だと思います。

○6番（田上 忍君） 教育長の話だと通学路が確保できれば滝尾小は戻れるということで私受け取ったのですが、いろんな方向で考えてもらわんといけないうんです。先ほど藤本課長が言われました、いろんな準備しとかないかん、だからもし危険となって通学路確保できないとなったらどうするか、確保できたらどうするか、そういうことは考えているんですか。

○教育長（本田恵典君） 私も現状把握にまいりまして、いわゆる川沿いの通学路がかなり破損をしております、まず道路が開通しましたら、その改修を直ちにやらないといけないただろうと、あるいは同時進行でできますものならば、そこをきちんとしなければならないただろうと考えております。

○6番（田上 忍君） もし、あそこを通学路として使えないとなったらどうするかと、そういうことは考えておるとですか。そういう結論がでてから考えるのですか、どうですか。

○教育長（本田恵典君） まず、道路の復旧がなされてからだと私自身は思っております。復旧が横野から先が復旧がきちっとできますと、学校までは通うことは可能になってまいりますので、一番大切なのは先ほども申し上げましたように通学路の確保じゃないかと、あるいは通学路の安全であると思っております。そこが絶対に無理だという結論は今のところ、なかなか私としてはおだしづらいところがございます。

○6番（田上 忍君） 私思うのは、さっき藤本課長、本当にいいこと言いなっと思うんです、今いろんなこと準備しておかないかん、結論がでてからじゃ遅いと思うんです、こうだったらこう、今のうちに考えておくべきじゃないかと思いました。

あと、保護者の意見はどぎゃんですか。

○教育長（本田恵典君） 保護者会長、それから直接に聞いた話ではございませんけれども、校長先生からお話を何回もお伺いしましたが、そこで今の中学校の中にあります多目的ホールで説明会等、あるいは保護者会等が開かれておりますけれども、やはり一刻も早い再開、滝尾小学校での学習の再開、そしてそこに通学して皆通いたいという強い思いをお持ちです。

○6番（田上 忍君） 教育長は保護者から直接は聞いていないということですが、ぜひ、やっぱり保護者と直接話聞いってほしいなと思います。これからありますから早いところ

お願いしたいと思います。

次に、小坂小のことですが、先ほど藤本課長が改築ということで言われました、今後の計画というのはどういうふうに考えているのですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。小坂小学校につきましては今の計画ですが、夏休み期間中にプレハブを作りまして、2学期にはプレハブでの授業をやりたいと、そういう中で災害査定を受けまして来年度に解体、そして建替えということで進みたいと考えております。

○6番（田上 忍君） 来年度に解体して2年後ぐらいに新しい校舎ができあがるということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） あくまでも計画ですけれど、今設計もしておりますし、そういうスケジュールで進んでおります。

○6番（田上 忍君） では続いて公民館と集会所の件ですが、今回予算書に上がっているのは、地区から要望があったところでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 要望が上がったところで、緊急性を順位として財政係と協議をしているところです。また、今も言い方はあれですがぼちぼち上がってきているところです。

○6番（田上 忍君） 全体としてどのぐらいの公民館、集会所、改修とか建替えとか必要になってくるんですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 全体の把握はすみませんが、ほとんどの集会施設がそういった何らかの損傷はでていると思いますので、前回も区長の嘱託員定例会も話をしますように順次そちらの要望書を提出してくださいということで行っております。

○6番（田上 忍君） 続いて、全壊したところや半壊以上のところで、これから解体が8月から始まってくるということですがけれども、この終息点というか、御船町の全体の解体の終わる時期というのはいつ頃と見込んでいますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） お答えいたします。今日現在で530件の申し込みがっております。また、罹災証明が今後でます関係上、830から900とでる可能性もありまして、その終息点を申しますと当初計画いたしましたのは、約1年、今年度中には解体を終わりたいと考えておりますけれども、この状況を今考えますと益城町でも約2年かかるということを経験しておりますけれども、御船町といたしましては来年の今の時期には終わりたい

と、こちらの担当課としては考えておるところであります。

○6番（田上 忍君） この解体によって、これから続々と仮設住宅に移っていかれるんですけども、今仮設住宅は2年ということとなっております、こうやって解体が遅れていくと新しく建て替える家もどんどん遅くなっていくと、そのために仮設住宅が2年というのは、やっぱり柔軟性を持っていると考えていいんですか。

○福祉課長（道山敏文君） 応急仮設住宅は、災害救助法で2年となっています。あとは今後状況をみて国から、また延長があるものとは思いますが現在のところは2年ということで進めております。

○6番（田上 忍君） それは規則だから、それ以上は答えられないかと思っています。もう一つ中原団地ですけど、これから検査ということですが、どういうふうにご考えておられるのか、今後の計画というのは。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。中原団地については、状況としては御存じの状況になっておりますけれども、今、簡易的な伸縮系統の設置をして簡易的な調査を行っている状況です。今の段階で状況としてどういった地質の状況がどういう状況なのかというのは、今の段階では何とも言えない状況なんですけども、これから詳細な調査に着手することになりますけど、その期間をおおむね半年間ぐらいの調査期間が必要だろう、特にああいって特殊な調査を行います関係上、調査期間というのが長くかかるようで、その期間を経まして、その段階で何らかの結果が出るかと思っています。その結果を踏まえて今後の中原団地を再建、町営住宅として再建するのか、あるいは利用等を廃止するのか、幾つかの選択肢がそこででてくるかと思っています。その中で方向性を定めまして何らかの対策事業、安全対策を図らないと、例えば、ほかを利用するにしても利用ができないかと思っていますので、そういった復旧の工法等も検討するということになるかと思っています。そういうことで期間としては恐らくこれから工事が終わる期間までをみますと2年間ぐらいは必要になるのかと考えてはおります。大体方向性としては大まかにそういうふうなところでございます。

○6番（田上 忍君） そうしましたら、今避難指示出ているので避難所に行かれていると思いますが、この後、仮設住宅へ移っていかれると、そうなった場合に2DKでも4畳半二間と台所、中原住宅に住んでいる方が引っ越されるときに、全部の荷物を持っていけないです、残った荷物とかはしばらくそこに置いておいてもいいんでしょうか。中原住宅、団地の方の鍵の引き渡しというか、町へ返却というのは考えているのですか。

○建設課長（松岡秀明君） 今、団地の入居者の方々には町営住宅の明け渡しということで依頼をしておるところです。そういった荷物等についてはとりあえずは町として保管場所の確保も行っていない状況ですので、ありませんので、今の段階ではそのままの状況で団地の居室の中に保管をさせていただくしかない状況であります。

○6番（田上 忍君） どうだこうだなかなか言えないところがあるんですけども、ぜひ、中原団地に住まれている方の意見を聞いて、よりよい方向へ持って行ってほしいなと思うところです。

最後に、もう一つですが、先月、議会のアドバイザーの田口先生おみえになりました。そのときに言われた言葉、この中に執行部の方も出席されていたと思うのですが、こんなときだからこそ、副町長を2名くらい、どこからか見つけてきたらどうだって言われました。町長どうですか、忙しいでしょ町長自身は。

○町長（藤木正幸君） 責任を持って一生懸命頑張っております。

○6番（田上 忍君） 町長は、外へ行っていろいろなお金も持ってきたりとか、いろんな要望活動とか、ほかとの調整とかいろいろある、だからもう町のことは副町長を据えて、その副町長が一生懸命やればいいじゃないかというようなアドバイスを、この間私たちはいただいているんです。だから、副町長をどこから持ってくる、そういう考えていないですか。

○町長（藤木正幸君） 早い段階でお示しできるように頑張っております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（清水 陳君） 建設士による家屋の被害認定ということが載っています。この二次調査のための建築士でしょうか。

○税務課長（福本 悟君） ただ今の質問、説明書の2ページの下の段になるかと思いますが、家屋被害認定を建築士にということで考えております。説明書の書いてありますとおり、括弧のところの一つ非木造が入ります。非木造の二次調査に入ります。一次調査については職員でできますが、非木造の二次調査については専門性が問われますので建設士にお願いを今日予定をしているところです。郡内すべてがこの非木造については建築士に依頼をされている状況です。それと、木造の50件とありますが、こちらについては二次調査が終わった次の二次調査の木造の再調査になります。こちらについては、税務課としては、このあたりで最終的な結論をだしたいというところで、少し専門性を出したところで建築士に

お願いをしたいと思っています。以上の、非木造の二次調査分の100件、それと木造の二次調査の再調査になります。50件の150件ということです。

○9番（清水 陳君） 一次調査のときに、これで済みましたということで判をいただいたと思うんです、その判をいただくときに二週間以内ですとか、そういう説明がなされたのでしょうか。

○税務課長（福本 悟君） その印鑑については、そのときはそういう説明はしておりません。今の質問については、6月の17日付で、住民の声が上がったものですから、すべての御船町の全家庭に一軒一軒嘱託員を通じて一時調査を承諾されたんですけれども二次調査をできないものかという、そういう文章を17日付で全部に配付をして、そこで2週間という取り決めをして周知をしているところです。

○9番（清水 陳君） その嘱託員から配られたのを見ていなかったり、豪雨がありましてそれどころじゃなくなったりして、入院をして遅れたわけです、判を押して2週間以内ということをお知らせに、そういう方のために何とか少し余裕をもってしていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○税務課長（福本 悟君） 繰り返しになりますが、現段階はすべての方にお答えをすると言いますか、丁寧にお答えをしている状況です。繰り返しになります。現段階ではお答えをする、いろいろな条件をお話を聞いています。今、清水議員が言われた、それも一つの理由です、たしかにそういう声があがっています、お答えをしてそういう状況です。

○9番（清水 陳君） わかりました。それから、解体作業が御船町は遅れていると思うんです、町長の町政報告の中にも8月からということになっていました。もう、よそは解体が始まっています。それで、とにかく家が半壊、家の中に住めなくて小屋で、この暑い中に午後からはエアコンも付けても入っておられない状態のところに住んでいらっしゃる方がおります。ところが、それは避難所に行くように町は言った、でもやっぱりほかの人とコミュニケーションが取れなかったりとかして、私たちは町に負担をかけたくない、自分の小屋があるから自分の小屋で過ごす、自分たち老夫婦二人で住んでいらっしゃいます。水もでなく、風呂にも入れない、台所は少し小屋を改造して作っていらっしゃいますけど、水道を引っ張るように町に言ったら、出ないところの写真をつけてだしてくれというような言葉があったそうです、何で床も掘り上げてそういう写真も撮れませんということで、何でこがん町は、こんな年寄りばいじめるとだろとかで本当に役場に火をつけるけんねと

私は言ってきたとかおっしゃいました。町は、そういうところは、水道のでないところはちゃんと応急処置をしてやるとかできないのでしょうか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 解体につきましては御迷惑をかけているところでございますけれども、来週、週末あたりから、本格的な解体作業に入りたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというところでよろしく願いいたします。

それから、水道の件につきましては、水道係といたしましては宅内の工事につきましては、これは持ち主の方、住まわれている方の御負担でお願いしているところもありますので、それがどういう状況なのか私も、どなただかわかりませんので把握できません。ちょっとお答えできにくいところがありますけれども、漏水調査、復旧作業に終日取り組んでいる状況もあります。そうしたことで、町民の皆様の御依頼に対応する形ではやっていると私は思っているんですけれども、そういうことがありましたら個別に御相談いただければ助かります。

○9番（清水 陳君） 自分でちゃんとお金をだしてするということですので、これは後で課長に御相談申し上げたいと思います。解体作業を自分で早くして、小さい家でも建てたい、今の家を壊さないことには小さい家も建てれない、だから自分たちで何とか壊したいんですけれども、町はそれを勝手にしちゃいけないというような返事だったそうです。だから個人でなるべく早くしてもいいんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 清水議員からありますのは町という先行解体という取り扱いを行っております。ただ、この先行解体につきましては家を建てて住まなければならないという方というのは、御船町に数百名いらっしゃいまして、これを全部認めますとこれは全部先ほどありました国庫補助、交付金が9割、特別交付金につきましては97.5%以上が国からの補助対象となりますので、そういった形を取りまして、まず一番こちらが考慮しなければならないのは隣の家に倒壊しかかっている、それから通学路に倒壊しかかっている家屋については、先行解体については認めます、そういうことがありましたら町に御相談いただきたいという形をとっております、全部が全部解体を認めないというわけではないんですけど、その前に解体をする場所、その写真、それからどうした理由で解体を先行解体をしなければならない理由、それから解体をされる業者を連れてきていただいて、この前もありましたけど県から解体の単価というのがでておりまして、その関係上そうしたルールを守って解体していただくことと、単価の確認とか、そのあとの事務処理の処理

上の提出関係がでました段階で、これは先行解体としてもよろしいですよという形は今もっております。これから先解体が始まりましたあとには、この先行解体については極力認めないという形をとらせていただければと思っております。

○6番（田上 忍君） 今の件ですけれども、もう先行解体は認めない、先ほど課長から聞いたのは、これから解体には1年以上かかると、という順番が後ろになった人は1年以上、今のままいかないかん、だったらもう誰でも知った人に解体してほしいと思うのが、その人たちの考えじゃないんですか、そこを認めんというのは何か僕は、おかしいとおもうばってんどうだろう。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 熊本市の6月24日以降について先行解体については認めないという方針を打ち出しておりますけれども、そうした先行解体といいますのが、基準単価とかありまして、いろいろなトラブルがでてまいっております。そういった関係で熊本市も認めていないということなんですけど、先ほど申しました住めない家屋、御船町にも近隣も、家屋と居宅部分と倉庫部分というのがあります。ただ、居宅部分につきましては、ある程度そちらを優先する形で今から解体を始めたいと考えております。ただ、解体が本格的に始まりますと、こちらはまだ全部がでて、どのくらいの申請件数がでてまいるかわかりませんので、今のところ来年の3月までに全部解体を終わりたいと考えておりましたけれども、今の実情を見ますと来年度にずれ込む可能性が高いという判断をいたしてございまして、なるべく早急な解体は行いたいと考えておりますけれども、そうしたどなたでも先行解体を認めてしまいますと、把握ができない状況がありますので、そういう場合はまず町に御相談いただければと考えております。

○6番（田上 忍君） そこは住民の意見というのをしっかり聞き取って、何とかいいようにやってほしいと思います。絶対にこれは後々もめてくると思うんです。それから、もう一つ公費解体の件、8月21日までに申し込むというのはなかったでしたか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 解体の申請につきましては、目安として8月31日で提出をお願いしたいと考えております。これはなぜかと申しますと、今税務課がでております二次調査が今月末で終わります。その関係で、一応目途といたしましては8月末を期限というふうに前から申し上げておりましたけれども、この期限につきましては税務課の罹災証明の確定が終わらなければ、こちらの最終的な締め切りはできないと考えておりますけれども、国の査定、こちらの事務方の都合もありまして8月いっぱいぐらいにだしていただか

ないと、こちらから解体家屋の調査見積り関係が、国の査定、先ほど交付税の補助金が申請が9月いっぱいまで概算要求いたしますと、今年の11月まで、それから来年の1月、2月あたりで、補助金の概算をいただけるという形になりますのでそれまでにある程度のどのくらい費用がかかるかということをつかみたい関係で8月末という一応の申請期限を設けているという状況にあります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これをもちまして、午前中の議会を終わらせていただきます。1時20分まで休憩をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時20分 休 憩

午後1時20分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（井本昭光君） 日程第9、議案第9号、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第9号、平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,594万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

債務負担校の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表「債務負担行為補正」による。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議案第9号について説明をいたします。4ページをお願いいたします。債務負担行為の補正です。上が変更前、下が変更後です。年度の途中で契約をするということになりましたので、実質5年ですけれども、足掛け6年という形になります。

5ページをお願いいたします。「歳入歳出補正予算事項別明細書」総括歳入です。繰入金1,625万7,000円。補正後は2億8,183万6,000円です。合計欄になります。1,147万1,000円5、補正後が17億6,594万9,000円です。

次のページをお願いいたします。歳出です。3款地域支援事業費です。847万8,000円です。補正後が1億3,809万8,000円ということです。分館それから集会所の介護予防拠点施設として使っておりましてので、こちらも補助を使って災害復旧を行うというものです。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9、「平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第10号 工事請負契約の締結について

○議長（井本昭光君） 日程第10、議案第10号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第10号、工事請負契約の締結について。

御船町学校給食センター新築工事について次のとおり請負契約を締結する。

提案理由、請負契約の締結については御船町議会基本条例第12条、第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の34ページです。まず、本件につきましての工事名です。

御船町学校給食センター新築工事、工事理由は各小中学校の給食室の老朽化が激しくすべての施設で改築の時期を迎えている。学校給食衛生管理基準に基づく最新の給食センターで子どもたちに安心安全な学校給食を提供することが理由になります。工事場所、上益城郡御船町大字木倉地内。契約金額4億3,740万円。契約の相手方、熊本市東区山ノ内1丁目3番1号、株式会社豊工務店。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） まず、建設場所の件ですけれども、今回地震があり、そして水害もあったと、場所的に安全面というのは問題ないと思っていいのですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 幸いなことにあの敷地におきましての地割れとか崩れはあっておりませんので、今のところ安全を確信しております。

○6番（田上 忍君） それでは、あと一つ、給食センターができることによって七滝中央小の給食室とのからみもでてくると思いますが、七滝小はそのまま使えると思っていいのですか。もし、使えないんだったらセンターに統合しなければいけないと思うのですけれど、そのあたりどうなのでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 七滝中央小学校に関しましては、この間も委員会で説明しましたが、復旧に向けて今進めております。今後のスケジュールとしましては、地質調査ボーリング調査をしまして、地滑りの可能性がありましたのでボーリング調査をするような形で進めておりますが、運動場の部分に3カ所、それと給食棟の横に2カ所ボーリング調査をしまして、その地質調査の結果待ちというところで考えております。ただ、今のところ震災以降、全然亀裂とか地盤沈下が進んでおりませんので、多分地滑りの可能性は低いんじゃないかと思われます。建物自体の震災に対する影響もほとんどあっておりません。建物の傾きとか、そういう面では、そうしますとのり面に擁壁工をしまして建物自体は使えるというふうに思っております。

○6番（田上 忍君） 大体使えるということで安心したところです。もしも使えないとなった場合に七滝中央小の分もこの給食センターで賄えると考えていいんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） そういう考えで結構です。

○6番（田上 忍君） 地震の復興というか、復旧というかいろいろやっている中で、こうやって給食センターを建てるということですが、お金的には財政調整基金とか、そういうものは使わないと、給食センターの最初から当初予定のもので予算措置はするというところでよろしいですね。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 給食センターの予算につきましては当初予算で計上しておりました。そのときの財源内訳、ちょっとここで説明したいと思います。国庫補助金が1億3,383万4,000円、それから起債が二種類あるのですけれども、補助対象分が1億2,000万円、それから単独分が2億6,290万円、それから一般財源が残り1億円ということで財源の組み立てをしております。補助金は若干下がったんですけれども入札によって工事費が少し減額しておりますので十分大丈夫かと思っています。

○6番（田上 忍君） 今復興に向けて一生懸命やっているわけですが、だんだんお金も少なくなってくるという中で、今こうやって給食センターを建てなきゃいけないというふうなことというのは何か考えられていますか。

○学校教育課長（米満速敏君） この給食センター問題に対しましては、20年前の甲斐町長時代から浮上してきた問題だったんですが、皆さん御存じのとおり、山本町政になりまして見直しの検討が入りまして、そして一丁目の候補地が上がりまして、そこも地域住民のいろいろなことがありまして今に至っているわけなのですが、その間、既設の小中学校の給

食棟の老朽化がものすごく進んでおります、一刻も早く給食センターを建設しなければ衛生管理上責任が持てないような状況になってきておりますので、幸いなことに今年国庫補助金も付きましたので、これを機に一気に建てたいと考えております。

○6番（田上 忍君） この地震の復興も一生懸命やります。給食センターも前向きにこうやって進めていくような思い、子どもたちのことを考えれば絶対必要ということで進めるということでよろしいですね。町長の考えも聞かせてもらっていいですか。

○町長（藤木正幸君） 災害が起きたからといって給食センターを引き下げる理由は一切ありません。町の今後のために、この給食センターをいち早く建設するということと、もう一つ防災活動にも、この給食センターを利用できるようにしています。ぜひとも今後のことを考えて進めてまいります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長（井本昭光君） 日程第11、議案第11号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第11号、工事請負契約の締結について。

御船町学校給食センター新築工事に伴う厨房設備工事について次のとおり請負契約を締結する。

提案理由、請負契約の締結については御船町議会基本条例第12条、第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の35ページです。工事名は、御船町学校給食センター新築工事に伴う厨房設備工事。工事理由につきましては、先ほどの建築と同じこととあります。工事場所も、大字木倉地内です。契約金額1億1,178万円。契約の相手方、福岡市博多区博多駅南5丁目9番24号、㈱中西製作所九州支店。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 請願第2号 請願書について

○議長（井本昭光君） 日程第12、請願第2号、「請願書について」の件を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 侑君） 請願第2号、通学困難な御船中学校生徒の通学手段の確保についての審議報告、総務文教常任委員長の報告をいたします。

請願第2号について、平成28年7月14日午前10時30分より、審議会室において総務文教常任委員7名、執行部から総務課長、企画財政課長、行革推進係長、教育長、学校教育課長、計5名が出席いたしました。

請願第2号、通学困難な御船中学校生徒の通学手段の確保について提出された請願書の朗読と、執行部から現状についての説明を受け、保護者代表及び関係保護者、浅ノ藪区長

及び関係区長、計6名より説明及び要望を受けました。その後、各委員より意見を求めました。委員の意見として、現在のスクールバス、コミュニティーバスの運行状況はどうなっているか、またコミュニティーバスの定員は何名か、小学生が利用しているスクールバスを時間的に利用することは可能か、コミュニティーバスを週1回でなく毎日浅ノ藪まで運行することはできないのか。スクールバス、コミュニティーバスに代わるものはないのか、以上の意見を踏まえ、スクールバスとコミュニティーバス及びタクシーの運行の案と大まかな予算をだしてもらい、調査を行う必要があると確認しました。よって請願第2号の請願書については、全会一致により継続審査とすることに決定いたしました。本会議においても委員長報告どおり、御承認いただきますようお願い申し上げ、委員長の報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号、「請願書について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 陳情第1号 町道編入に関する陳情書について

○議長（井本昭光君） 日程第13、陳情第1号、「町道編入に関する陳情書について」を議題とします。

塚本産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（塚本勝紀君） 陳情第1号、町道編入に関する陳情書についての審議報告をいたします。産業厚生常任委員長の報告をいたします。

請願第1号について、平成28年7月14日午前10時30分より、委員会室において産業厚生常任委員7名、執行部から松岡建設課長他3名が出席し、作田建設課主幹を書記に指名し審議を行いました。

陳情第1号、町道編入に関する陳情書に関して提出された陳情書の朗読を行い、担当課より説明を受けました。その後、現地の確認を行いました。現地では陳情者から陳情の用紙について説明を受け、現地の調査を行いました。現地確認後、再度審議を行い、各議員より意見を求めました。意見、今後住宅地として開発していく地域であるので採択していいのではないかと。また、町道編入の認定基準に基づき検討する必要があるのではないかと。また、路面の整備や堺の確定、排水先の処理など地元や土地改良区との調整が必要でないかと。上水道、公共下水道の地域としてどうなっているのか。今後は用途地域の見直しも必要なのではないかと。以上の意見を踏まえ今後は宅地として開発が予想される地域であるが、また町道編入に対して地元や地権者との合意・形勢が図っていないということ、また町道編入及び認定に必要な基準を満たしていない部分があることから、陳情第1号、町道編入に関する陳情書については、全員一致により不採択とすることに決定いたしました。本会議においても委員長の報告のどおり御承認いただきますようお願い申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、陳情1号、「町道編入に関する陳情書について」を採決します。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 陳情第4号 要請書について（継続審査）

○議長（井本昭光君） 日程第14、陳情第4号、「要請書について（継続審査）」を議題とします。

塚本産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（塚本勝紀君） 陳情第4号、要請書についての審議報告。

産業厚生常任委員長の報告をいたします。

継続審議となっておりました陳情第4号、要請書について、平成28年7月14日、委員会室において産業厚生教常任委員7名、執行部から松岡建設課長他2名が出席し審議を行いました。

14日の委員会では、執行部の説明に加え専門家の意見も聞く必要があるということで、同月22日午前9時より、産業厚生常任委員会を開催し、土質調査の専門家を参考人として提出し住民同席のもと、意見徴収と質疑応答を行いました。専門家の説明によると地域地内で伸縮計を4個設置し、日にち伸縮を実地していくことである。伸縮計の数値に変化がみられるものの現時点では、緊急性を要するものではないとのことがあり、続いて質疑応答後審議を行いました。委員の意見として、要望書にある水道、道路、側溝の復興については採択すべきであり、また、玉虫住宅一帯の法面の擁壁工事については、必要性に関する調査も実施されていない、また今後補助事業として実施されるのかわからない状況である。玉虫住宅一帯の法面の擁壁工事については、まず工事に必要な調査を行い、その結果に応じて手段を講じるべきであり、現時点では採択は難しいのではないかと、以上の意見を踏まえ公共施設である水道、道路、側溝の復興については採択すべきものとし、また玉虫住宅一帯の法面の擁壁工事については必要な調査を早急に行うことを付帯意見とした上で採択といたしました。よって、陳情第4号、要請書については全会一致により一部採択することに決しました。本会議においても委員長の報告のどおり御承認いただきますようお願い申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、陳情４号、「要請書について（継続審査）」を採決します。

本件に対する委員長の報告は一部採択です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり一部採択と決定されました。

これで、平成28年度、第６回御船町定例会 ７月議会の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成28年度第６回御船町議会定例会 ７月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後１時５０分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員